（参考）

医師の働き方改革に関する検討会報告書（平成31年３月28日 医師の働き方改革に関する検討会）抜粋

（地域医療確保暫定特例水準（B水準）の対象医療機関）

（中略）

○　①　地域医療の観点から必須とされる機能は、医療の公共性、不確実性、高度の専門性等の観点から、以下を基本とする。

（ア） 救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い

医療ニーズに対応するために整備しているもの（例：二次・三次救急医療機関、在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関）

（イ） 政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保　　　　　　　を図っている「５疾病・５事業（※）」

（ウ） 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療機関・医師（例：高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等）

※ ５疾病・５事業：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の

「５疾病」、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児

医療の「５事業」

○ 　上記（ア）～（ウ）のような機能について、国として一定の客観的な要件を整理した上で、地域の個別事情を踏まえながらも恣意的な適用とならないよう定めることが必要であり、具体的には以下のとおりとする。

＜（ア）（イ）の観点から＞

ⅰ　三次救急医療機関

ⅱ 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ「医療計画において５疾病５事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」

ⅲ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

ⅳ 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関

 （例） 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関

※ 以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約1,500程度と見込まれる。

＜（ウ）の観点から＞

特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

（例）高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上